

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に係る意見募集について」
に対して寄せられた御意見について

平成 28 年 11 月 2 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課
安全衛生部労働衛生課

標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、2通（計4件）の御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

	要旨	件数	回答
1	事業者においては、政令により義務づけられる事項のみならず、省令で義務づけられる事項についても対応する必要がある。したがって、施行義務項目が他にもあることもできる限り早い段階で関係者にお伝えいただきたい。	1	オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含む含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）に係る、発散抑制措置などの具体的な措置の内容は、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）等の省令で定めることとしており、その内容については、別途パブリックコメント（「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」）を実施しているところです。 厚生労働省としては、改正後の政省令が円滑に施行されるよう、説明会等を実施するとともに、パンフレットや厚生労働省ウェブサイト等を活用し、十分な周知・啓発に努めていきたいと考えております。
2	改正により新たに事業者の義務となる措置で、事業者の対応に時間を要するものについては十分に猶予期間を設けていただきたい。	1	この度の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令においては、以下の内容の経過措置を設け、措置の実施について猶予期間を設けています。 （1）作業主任者の選任について オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う作業については、平成 29 年 12 月 31 日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しないこと （2）作業環境測定について オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う作業場については、平成 29 年 12 月 31 日までの間は、作業環境測定を行うことを要しないこと

3	<p>過去に当該物を製造し、又は取り扱う業務に従事した労働者で現に使用する者に対する特殊健康診断について、過去に当該業務に従事した作業歴の範囲やその対象者の範囲、オルトートルイジンを取り扱った労働者の勤務先が変更となった場合の検査費用の負担等について示していただきたい。</p>	1	<p>1 過去に当該業務に従事した作業歴の範囲等</p> <p>過去に当該物を製造し、又は取り扱う業務に従事した労働者で現に使用する者に対する特殊健康診断(以下「配転後健診」という。)に関し、制度導入当初において、労働者の作業歴を遡って確認する期間(年限)は、法令等で定めているものではないため、事業場で対応可能な範囲で、書類や関係者への聞き取り等により、過去に当該物を製造し、又は取り扱う業務に従事した労働者に該当するか否かを確認していただくこととなります。</p> <p>また、配転後健診の対象者については、省令において「常時従事させたことのある労働者」とする予定ですが、それ以外の年数等の要件を定める予定はありません。</p> <p>また、この場合の「常時従事させたことのある労働者」に該当するか否かは、個別事案ごとに判断していただくこととなります。</p> <p>2 勤務先が変更となった場合の検査費用負担</p> <p>配転後健診は、労働者を当該物の製造・取扱い業務に従事させた事業者と現在当該労働者を使用している事業者が同一の場合の当該事業者の義務となります。</p> <p>このため、労働者が過去の勤務先と現在の勤務先とでは別の事業者で使用されている場合、労働者が、過去の勤務先において、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に従事したとしても、当該過去の勤務先の事業者には配転後健診の実施義務はありません。また、当該労働者が、現在の勤務先において、過去にオルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に従事していなければ、当該現在の勤務先の事業者には配転後健診の実施義務はありません。よって、この場合には、過去の勤務先の事業者及び現在の勤務先の事業者ともに検査費用の負担は生じません。</p> <p>一方、過去の勤務先及び現在の勤務先の双方においてオルトートルイジン等を製造し、</p>

			<p>又は取り扱う業務に従事した労働者が、当該現在の勤務先で他の業務に従事している場合は、当該現在の勤務先の事業者にも、配転後健診の実施義務があり、検査費用の負担が生じます。</p>
4	<p>芳香族アミンの有害性については、我が国においても「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令」において、24種類の特定芳香族アミンが新たに規制されたところである。これらの化合物のうち、2,4-ジアミノアニソール、4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-ジアミノジフェニルエーテル、オルト-アニシジン、2,4-ジメチルアニリン、2,6-ジメチルアニリンについても労働安全衛生法の枠組みにおける特定化学物質への追加が必要と考える。</p>	1	<p>御指摘のあった物質のうち、これまで実施したリスク評価等の結果については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-ジアミノジフェニルエーテル、オルト-アニシジンについては、リスク評価の結果、リスクが高いとの結論に達しなかった。 ○2,4-ジアミノアニソールについては、年間500kg以上を製造・取扱う事業場を対象とする有害物ばく露作業報告の対象物質にしていたが、報告がなかった。 <p>引き続き化学物質の有害性情報や取扱いの実態を踏まえたリスク評価を行い、必要に応じて法令の整備等を行っていきます。</p>